

会員限定 業務取扱要領（同一労働同一賃金） 説明会を開催しました

同一労働同一賃金が2020年4月から施行されるにあたり、厚生労働省は、これに対応した「労働者派遣事業関係業務取扱要領（2020年4月1日以降）」を3月29日に公表しました。

この動きを受けて、会員企業を対象にした「業務取扱要領（同一労働同一賃金）説明会」を東京、大阪にて開催、210名の皆さまに参加していただきました。

講師には、このたびの派遣法改正（同一労働同一賃金）の責任者である、厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長 牛嶋聡氏ならびに課長補佐 米岡良晃氏を招聘して、今回の要領で具体的な運用方法が示された、（1）派遣先労働者との均等・均衡方式、（2）派遣元の労使協定による待遇決定方式、それぞれにおける派遣元事業主が実施すべき実務や留意点などについて、具体的に説明していただきました。

また、派遣元事業主が労使協定方式を選択する場合には、厚生労働省が定める基準を満たした、賃金テーブルを整備する必要があることから、このたび厚生労働省が公表した、賃金テーブルの整備に役立つツールについて、利用方法や操作方法等についても、併せてご紹介していただきました。

開催後のアンケートには、実務運用に関する質問が多く寄せられたことから、実務的な講演には定評がある田原映世社労士を招聘して、書式例やモデル規定を基に、現段階で着手・準備すべき実務について、会員企業を対象とするセミナーを近日中に開催いたします。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362